



法定外 福利厚生

給与規程 第3章 諸手当

旅行手当

今回は給与規程「旅行手当」を紹介します。
旅行手当は有給関連手当との併給ができます。

・有給活用手当、または有給取得促進手当

***一般旅行 5,000～7,500円補助**

下記以外の旅行を対象

***家族旅行 7,500～10,000円補助**

2親等内の者との近親者旅行を対象

***慰安旅行 10,000～15,000円補助**

法人内の職員同士での旅行を対象

さらに!!

***有給関連との併給 +2,500～17,500円**

有給活用手当 +2,500円

有給取得促進手当 +12,000～17,500円

<http://www.fukuikai.com/>

総報-18047



給与規程第3章

第43条

・旅行手当

第44条

・有給活用手当

第45条

・有給取得促進手当

社会福祉法人として
利用者だけでなく職員の
生活環境において健康や
教育、医療・福祉に係る
様々なケースに支援でき
るよう努めています。
その他福利厚生及び
法定外福利厚生制度も
ぜひ活用してください。

総務課

西海市大島町1876-59

0959-34-2288

総務課 矢野・小宮・岩田